

株式会社 A T 訪問看護サービス

- 重要事項説明書
- 契約書
- 個人情報使用同意書
- 訪問看護計画書（開始時）
- 緊急連絡先使用同意書

利用者氏名： _____ 様

重要事項説明書（訪問看護サービス）

説明日 年 月 日

2024年6月1日 現在

事業者の概要

事業者名称	株式会社A T
代表者氏名	代表取締役 津田 篤志
本社所在地	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403 武蔵小杉タワープレイス14F
連絡先	TEL : 044-322-9288 FAX : 044-322-9163

【埼玉エリア】

本体事業所

事業所名称	指定訪問看護 アットリハ川口
事業者指定番号	1160290437
事業所所在地	〒334-0013 埼玉県川口市南鳩ヶ谷1-22-1-1F
管理者	上田 多恵子
連絡先	TEL : 048-287-8917 FAX : 048-287-8918
通常の実施地域	川口市、蕨市、草加市、戸田市、足立区の一部
地域区分	5級地（1単位の単価10.70円）

サテライト事業所

事業所名称	指定訪問看護 アットリハ石神
事業所所在地	〒333-0823 埼玉県川口市石神1573-10
連絡先	TEL : 048-287-8435 FAX : 048-287-8436
通常の実施地域	川口市、蕨市、草加市、戸田市、足立区の一部
地域区分	5級地（1単位の単価10.70円）

事業所の職員体制等

看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務員が在職しており、サービスを提供致します。

職種	人員	職務の内容
看護師	27	病状の観察・医療的処置の実施及び指導 看護・介護技術の実施や各種ケアを行います
准看護師	0	
保健師	0	
理学療法士	29	心身機能の維持や向上を目的とした リハビリテーションを行います
作業療法士	13	
言語聴覚士	4	
事務員	7	請求事務及び通信連絡事務等を行います

営業時間

区分	平日	土曜日、日曜日、祝祭日
営業時間	9:00~17:00	休日

※年末年始（12/29~1/3）は「休日」の扱いとなります。

※時間外の対応については応相談とさせていただきます。

相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で対応いたします。

苦情が発生した場合、訪問看護事業部エリアマネージャーから連絡をさせていただき、詳しい状況をお伺いするとともに、担当者からも事情を確認し、具体的な対応（謝罪）を迅速に行います。改めて利用者宅へ訪問し、対応させて頂く場合もございます。対応状況を記録として保管し、再発防止に努めます。

事業者の窓口

事業者名称	株式会社 A T
苦情相談窓口	訪問看護事業部
所在地	神奈川県川崎市中原区小杉町 1 丁目 403 武蔵小杉タワープレイス 14F
電話番号	044-322-9288
受付時間	平日 9:00~17:00

市区町村の窓口

名称	川口市役所
苦情相談窓口	介護保険課 事業者係
所在地	埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号
電話番号	048-259-7293

名称	川口市地域包括支援センター
苦情相談窓口	居住地を担当する地域包括支援センター ※詳しくは、川口市のホームページ等でご確認ください。

名称	蕨市役所
苦情相談窓口	健康福祉部介護保険室介護保険担当
所在地	埼玉県蕨市中央 4 丁目 21 番 29 号
電話番号	048-433-7835

名称	草加市役所
苦情相談窓口	長寿支援課
所在地	埼玉県草加市中央 1 丁目 1 番 8 号
電話番号	048-922-1281

名称	戸田市役所
苦情相談窓口	健康長寿課
所在地	埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号 市役所本庁舎 2 階
電話番号	048-441-1800

名称	さいたま市南区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	南区別所七丁目 20 番 1 号
電話番号	048-838-1111

名称	さいたま市緑区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	緑区大字中尾 975 番地 1
電話番号	048-874-1111

名称	さいたま市岩槻区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	岩槻区本町三丁目 2 番 5 号
電話番号	048-790-0111

名称	さいたま市中央区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	中央区下落合五丁目 7 番 10 号
電話番号	048-856-1111

名称	さいたま市桜区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	桜区道場四丁目 3 番 1 号
電話番号	048-858-1111

名称	さいたま市浦和区
苦情相談窓口	高齢介護課
所在地	浦和区常盤六丁目 4 番 4 号
電話番号	048-825-1111

国民健康保険連合会の窓口

名称	埼玉県国民健康保険団体連合会
苦情相談窓口	介護福祉課 苦情対応係
所在地	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番
電話番号	048-824-2568

訪問看護サービスの内容

訪問看護指示書に基づき、下記の内容を利用者の体調に合わせて提供いたします。

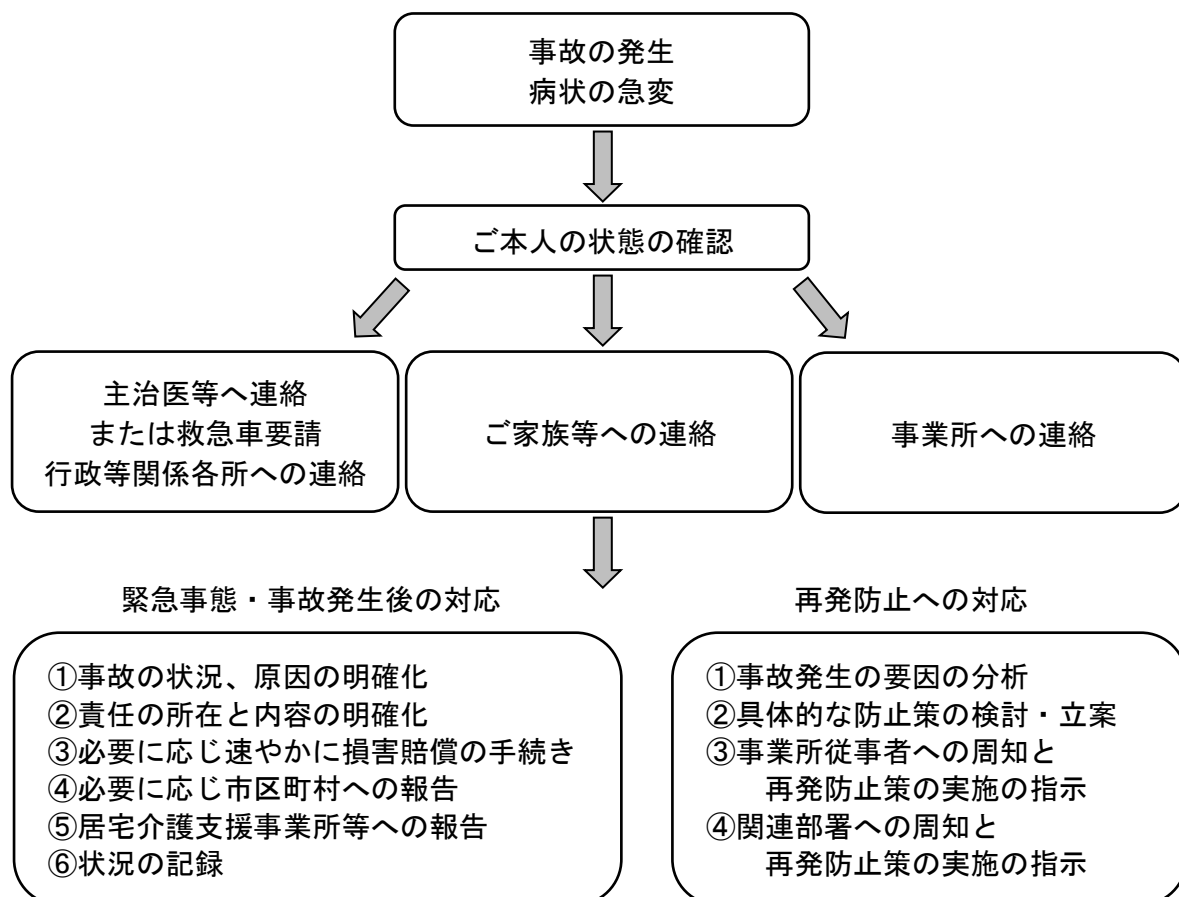
- ① 病状・障害の観察
- ② 看護師による医療的処置（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服管理など）
- ③ 看護・介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位変換など）
- ④ 栄養、食事に関する相談、指導など
- ⑤ リハビリテーションの実施と指導など
- ⑥ 認知症ケア
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 生活環境の調整と指導
- ⑨ 主治医への連絡調整および報告
- ⑩ 行政機関や在宅サービス、施設サービス利用に関する情報提供や調整
- ⑪ その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談など

*上記サービスに関しましては、難病、精神疾患、小児疾患にも対応させていただきます。

事故発生時・緊急時の対応方法

訪問時に事故が発生した場合や緊急な状態と判断される事態が起きた場合は、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、緊急連絡先（訪問時にご家族が不在の場合）、市区町村等に連絡させていただきます。また、主治医への連絡が困難な場合、ただちに緊急を要する場合は救急搬送などの必要な措置を講じるものとします。

訪問看護（リハビリテーションを含む）を行う場合、事故や怪我等のリスクが発生します。事故や怪我等に関しましては、全国訪問看護事業協会損害保険の補償範囲とさせていただきます。



提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：無

キャンセル

- ・平日9：00から17：00以外のキャンセルのご連絡は、留守番電話にお名前（フルネーム）とキャンセル理由を録音ください。
- ・キャンセル料につきましてはいただいておりませんが、急を要する場合以外はできる限り早めにご連絡を頂きますようお願い致します。

リハビリテーションのみでサービスをご利用される場合

理学療法士等による訪問看護サービスにつきましては、ご利用される訪問看護サービスが、リハビリテーションを中心とした内容である場合、看護師の代わりとして理学療法士等が訪問させて頂く位置付けとなります。

訪問看護計画書及び報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態変化に合わせて適切な評価を行うため、定期的な看護師による訪問を行う必要がございますので、その際はご連絡致します。

（平成30年度制度改定 理学療法士等による訪問の見直し）

その他のお願い

介護保険制度・医療保険制度のもと、安全かつスムーズにサービスを提供させて頂けるよう、下記の内容をお互いの確認事項とさせていただきます。

- ① 医療機関、主治医、及び被保険者証・その他サービス提供に関わる証明書に変更があった際には、必ず担当者までお知らせ下さい。
- ② 感染症予防・衛生管理のため、訪問の際に手洗い又は手指消毒、適宜マスクや手袋等を使用させて頂くことがございますので、あらかじめご了承下さい。
- ③ 訪問時間は交通事情等により多少前後する場合がございますので、ご了承下さい。
- ④ 駐車可能なスペースがございましたら、できるだけお貸し下さいますようお願い致します。
- ⑤ サービス内容・時間は、体調や状況に合わせ適宜変更させて頂く場合がございます。
- ⑥ 悪天候等の場合はご相談の上、訪問日時を調整させて頂く場合がございます。
- ⑦ 現金や貴重品類は厳重に保管していただきますようご協力お願い致します。
- ⑧ 技術の均一化、多面的なアプローチのため複数の看護師等で担当させて頂く場合がございます。又、定期的に担当の見直しを行っております。担当者が変更になる場合には事前にお伝えしますので、ご了承下さい。
- ⑨ 訪問時に使用する水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日用品など、ケアやリハビリに必要なものは利用者負担となりますので、ご了承下さい。
- ⑩ ペットを飼われている場合は、サービス提供に支障をきたさないようにご配慮をお願い致します。
- ⑪ 利用者への公正なサービスを提供させて頂くため、従業員への祝儀や心づけなどはお受けしない事としております。大変失礼かと存じますが、ご理解ご協力お願い致します。
- ⑫ 2週間以上ご入院などの理由でサービスをお休みされ、再開の目処が立たない場合、担当者や訪問する曜日、時間を再考させて頂く場合がございます。ご了承ください。

料金表

介護保険、医療保険、医療保険（精神科）、自費サービスの別紙参照。

訪問看護 ご利用料金表【介護保険】

*1単位あたりの地域単価： 10.7

基本項目	単位数	金額	利用料金			備考	
			負担1割	負担2割	負担3割		
看護師の場合 准看護師による訪問の場合(90%)	訪問看護	314	3,359 円	336 円	672 円	1,008 円	20分未満のサービス1回あたり
		471	5,039 円	504 円	1,008 円	1,512 円	30分未満のサービス1回あたり
		823	8,806 円	881 円	1,762 円	2,642 円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
		1,128	12,069 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
	介護予防訪問看護	303	3,242 円	325 円	649 円	973 円	20分未満のサービス1回あたり
		451	4,825 円	483 円	965 円	1,448 円	30分未満のサービス1回あたり
		794	8,495 円	850 円	1,699 円	2,549 円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
理学療法士等の場合	訪問看護	294	3,145 円	315 円	629 円	944 円	1回あたり20分以上 *1日に3回以上訪問する場合、1回につき90/100を算定
		286	3,060 円	306 円	612 円	918 円	1回あたり20分以上 *注1) *1日に3回以上訪問する場合、1回につき90/100を算定
	介護予防訪問看護	284	3,038 円	304 円	608 円	912 円	1回あたり20分以上 *1日に3回以上訪問する場合、1回につき50/100を算定 *利用開始月から12月超えた場合、1回につき5単位減算
		276	2,953 円	296 円	591 円	886 円	1回あたり20分以上 *注1) *1日に3回以上訪問する場合、1回につき50/100を算定 *利用開始月から12月超えた場合、1回につき15単位減算
加算項目	単位数	金額	利用料金			備考	
□特別管理加算(Ⅰ)※3	500	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合(1月につき)	*状態
□特別管理加算(Ⅱ)※4	250	2,675 円	268 円	535 円	803 円		
□初回加算(Ⅰ)	350	3,745 円	375 円	749 円	1,124 円	新規利用時、退院・退所した日に訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護⇄要支援の変更含む	
□初回加算(Ⅱ)	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円	新規利用時、退院・退所した翌日以降訪問看護を行った場合 *新規は2か月間利用なく再開、要介護⇄要支援の変更含む	
□緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	電話等により常時対応可能で、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制(1月につき)	
□ターミナルケア加算	2,500	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	亡くなられた日及び亡くなられた日の前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	
□退院時共同指導加算	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行い、その内容を提供した場合(退院・退所後の初回訪問時に算定)	
□長時間訪問看護加算	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間~1時間30分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った場合	
□複数名訪問加算(Ⅰ)	254	2,717 円	272 円	544 円	816 円	30分未満(1回につき)看護師2名での訪問	
	402	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円	30分以上(1回につき)看護師2名での訪問	
□複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,150 円	215 円	430 円	645 円	30分未満(1回につき)看護師・看護補助者での訪問	
	317	3,391 円	340 円	679 円	1,018 円	30分以上(1回につき)看護師・看護補助者での訪問	
□看護・介護職員連携強化加算	250	2,675 円	268 円	535 円	803 円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合(1月に1回)	
□口腔連携強化加算	50	535 円	54 円	107 円	161 円	口腔の健康状態の評価を実施した際、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合(1月に1回)	
□夜間・早朝加算、深夜加算 夜間(午後6時~午後10時まで)・早朝(午前6時~午前8時まで)は1回につき所定単位数の25%割増加算されます。 深夜(午後10時~午前6時まで)は1回につき所定単位数の50%割増加算されます。 (但し、初回の緊急時訪問に限り割増料金の加算はございません。)							
*注1) 事業所での前年度のリハの訪問数が看護を上回る場合、又は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算のいずれも算定していない場合。 *特定の条件を満たすことで、上記の加算項目(追加される費用)がございます。 *実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。							
その他の費用		金額			備考		
交通費		無料			通常の訪問実施地域への訪問		
キャンセル料		無料			予定が分かり次第、早めの連絡をお願いします		

(2024年6月現在)

- ・本表の表示金額は、負担割合「1割」~「3割」の場合となります。
- ・料金の計算は、1カ月の単位数合計に地域区分単価を掛けたものとなるため、料金表とは多少異なる場合があります。
- ・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。
- ・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。
 ※27日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。

訪問看護 ご利用料金表【医療保険】

基本項目		所定額 10割	利用料金			備考
			負担1割	負担2割	負担3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ	※1	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで（理学療法士等は週4日目で降も）
		6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目で降（看護師・保健師のみ）
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に2人迄の場合	※2	5,050円	505円	1,010円	1,515円	週3日目まで
		6,050円	605円	1,210円	1,815円	週4日目で降
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 同一日に3人以上の場合	※1	2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで（理学療法士等は週4日目で降も）
		3,280円	328円	656円	984円	週4日目で降（看護師・保健師のみ）
	※2	2,530円	253円	506円	759円	週3日目まで
		3,030円	303円	606円	909円	週4日目で降
訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時における訪問
訪問看護管理療養費		7,670円	767円	1,534円	2,301円	月の初日
訪問看護管理療養費	1	3,000円	300円	600円	900円	月の2日目で降（同一建物居住者7割未満かつ、所定の条件を満たす事業所）
	2	2,500円	250円	500円	750円	月の2日目で降
加算項目等		所定額	利用料金			備考
			負担1割	負担2割	負担3割	
□24時間対応体制加算	イ	6,800円	680円	1,360円	2,040円	電話等により常時対応可能で、緊急訪問を必要に応じて行う体制（1月につき）
□特別管理加算	(Ⅰ) ※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合（1月につき）
	(Ⅱ) ※4	2,500円	250円	500円	750円	
□退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院・入所中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
□特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
□退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
		8,400円	840円	1,680円	2,520円	上記の場合で、厚生労働大臣が定める長時間訪問を要す利用者に対し長時間指導を行った場合（複数回の合計時間でも可）
□在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者又は家族に指導を行った場合
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上の必要な指導を行った場合（月2回迄）
□看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
□難病等複数回訪問加算（2回/日） 同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		4,500円	450円	900円	1,350円	難病等や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合
		4,000円	400円	800円	1,200円	
□難病等複数回訪問加算（3回/日） 同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		7,200円	720円	1,440円	2,160円	
□緊急訪問看護加算	イ	2,650円	265円	530円	795円	主治医の指示で緊急訪問を行った場合（月14日目迄）
	ロ	2,000円	200円	400円	600円	主治医の指示で緊急訪問を行った場合（月15日目で降）
□長時間訪問看護加算	※5	5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回の訪問時間が90分を超えた場合（週1回）
□乳幼児加算		1,300円	130円	260円	390円	6歳未満の乳幼児・幼児に対してサービスを提供した場合 *厚生労働大臣が定める条件に該当する場合1,800円を算定
		1,800円	180円	360円	540円	
□複数名訪問看護加算	※6	4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等（週1回迄）
		3,800円	380円	760円	1,140円	准看護師（週1回迄）
		3,000円	300円	600円	900円	その他の職員（週3回迄）※7①-③：6,000円/1日2回, 10,000円/1日3回以上
		4,000円	400円	800円	1,200円	看護師等（週1回迄）
同一建物居住者 同一日に3人以上の場合		3,400円	340円	680円	1,020円	准看護師（週1回迄）
		2,700円	270円	540円	810円	その他の職員（週3回迄）※7①-③：5,400円/1日2回, 9,000円/1日3回以上
□早朝・夜間訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円	早朝（6～8時）、夜間（18～22時）の訪問
□深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（22～6時）の訪問
□訪問看護情報提供療養費 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		1,500円	150円	300円	450円	利用者の居住地を管轄する市区町村等の求めに応じ、提供したサービスに関する情報を提供する場合
□訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	亡くなられた日及び亡くなられた日の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（退院日の訪問を含む）
□訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）
□訪問看護ペ・スアップ評価料	(Ⅰ)	780円	78円	156円	234円	厚生労働大臣が定める基準に基づいて、医療従事者の賃金の改善を実施すること
	(Ⅱ)	10～500円	1～50円	2～100円	3～150円	
*特定の条件を満たすことで、上記の加算（追加される費用）がございません。						
その他の費用		金額			備考	
交通費		無料			通常の訪問実施地域への訪問	
キャンセル料		無料			予定が分かり次第、早めの連絡をお願いします	

(2024年6月1日改正)

- ・利用者負担料金は月ごとに計算し、定められている負担割合にてお支払いいただきます。
- ・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。
- ・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。
※27日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。

精神科訪問看護 ご利用料金表【医療保険】

基本項目	所定額 10割	利用料金			備考
		負担1割	負担2割	負担3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで 30分以上
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	4,250円	425円	850円	1,275円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）
同一建物居住者	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降 30分以上
同一日に2人迄の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）
※准看護師の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円	週3日目まで 30分以上
	3,870円	387円	774円	1,161円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）
	6,050円	605円	1,210円	1,815円	週4日目以降 30分以上
	4,720円	472円	944円	1,416円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで 30分以上
同一建物居住者	2,130円	213円	426円	639円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）
同一日に3人以上の場合	3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降 30分以上
	2,550円	255円	510円	765円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）
※准看護師の場合	2,530円	253円	506円	759円	週3日目まで 30分以上
	1,940円	194円	388円	582円	週3日目まで 30分未満（医師の指示に基づく）
	3,030円	303円	606円	909円	週4日目以降 30分以上
	2,360円	236円	472円	708円	週4日目以降 30分未満（医師の指示に基づく）
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時における訪問
訪問看護管理療養費	7,670円	767円	1,534円	2,301円	月の初日
訪問看護管理療養費 1	3,000円	300円	600円	900円	月の2日目以降（同一建物居住者7割未満かつ、所定の条件を満たす事業所）
訪問看護管理療養費 2	2,500円	250円	500円	750円	月の2日目以降
加算項目等	所定額	利用料金			備考
		負担1割	負担2割	負担3割	
□特別管理加算（Ⅰ） ※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合（1月につき） ※状態
□特別管理加算（Ⅱ） ※4	2,500円	250円	500円	750円	
□退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院・入所中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
□特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
□退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
	8,400円	840円	1,680円	2,520円	上記の場合で、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対して長時間の指導を行った場合（複数回の合計時間でも可）
□在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者又は家族に指導を行った場合
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上の必要な指導を行った場合（月2回迄）
□看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
□長時間精神科訪問看護加算 ※5	5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回の訪問時間が90分を超えた場合（週1回）
□複数名精神科訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	看護師等 9,000円/1日2回、14,500円/1日3回以上
※精神科訪問看護指示書に、複数名訪問の必要性と理由の記載があること	3,800円	380円	760円	1,140円	准看護師 7,600円/1日2回、12,400円/1日3回以上
※30分以上の訪問に限る	3,000円	300円	600円	900円	看護補助者、精神保健福祉士（週1回迄）
同一建物居住者	4,000円	400円	800円	1,200円	看護師等 8,100円/1日2回、13,000円/1日3回以上
同一日に3人以上の場合	3,400円	340円	680円	1,020円	准看護師 6,800円/1日2回、11,200円/1日3回以上
	2,700円	270円	540円	810円	看護補助者、精神保健福祉士（週1回迄）
□早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	早朝（6～8時）、夜間（18～22時）の訪問
□訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1,500円	150円	300円	450円	利用者の居住地を管轄する市区町村等の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合
□訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）
□訪問看護へスアツ評価料（Ⅰ）	780円	78円	156円	234円	厚生労働大臣が定める基準に基づいて、医療従事者の賃金の改善を実施すること
（Ⅱ）	10～500円	1～50円	2～100円	3～150円	
※特定の条件を満たすことで、上記の加算項目（追加される費用）がございます。					
その他の費用	金額				備考
交通費	無料				通常の訪問実施地域への訪問
キャンセル料	無料				予定が分かり次第、早めの連絡をお願いします

(2024年6月1日改正)

- ・利用者負担料金は月ごとに計算し、定められている負担割合にてお支払いいただきます。
- ・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。
- ・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。
※27日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。

訪問看護基本療養費	※1 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問した場合 ※2 准看護師が訪問した場合
特別管理加算（Ⅰ）	※3 ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は、在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者 ② 気管カニューレ、若しくは、留置カテーテルを使用している状態にある利用者
特別管理加算（Ⅱ）	※4 ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅人工呼吸指導管理（医療保険）、を受けている状態にある利用者 ② 人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態にある利用者 ③ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者 ④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある利用者（介護保険） ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者（医療保険）
長時間訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算	※5 ① 15歳未満の超重症児・準超重症児 ② 特別な管理を必要とする利用者 ③ 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
複数名訪問看護加算	※6 ① 厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者 ② 特別管理加算の算定要件に該当する利用者 ③ 特別訪問看護指示書が交付されている利用者 ④ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等がみられる利用者 ⑤ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者 ⑥ その他利用者の状況等から判断して、①～⑤のいずれかに準ずると認められる者

【厚生労働大臣が定める疾病等】

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン病／筋萎縮性側索硬化症
 脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患
 多系統萎縮症／プリオン病／亜急性硬化性全脳症／ライソゾーム病／副腎皮質ジストロフィー
 脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症
 頸髄損傷／人工呼吸器を使用している状態

訪問看護 ご利用料金表【自費サービス】

1. 訪問看護（リハビリ）基本サービス

訪問者：看護師・准看護師	料金（税別）	備考
<input type="checkbox"/> 30分以内	5,000円	1回30分以内のサービスとなります。
<input type="checkbox"/> 60分以内	9,000円	1回60分以内のサービスとなります。
<input type="checkbox"/> 60分以内（夜間18-22時、早朝6-8時）	11,500円	1回60分以内のサービスとなります。
<input type="checkbox"/> 60分以内（深夜22-6時）	13,500円	別途「24時間対応体制」の契約が必要となります。
<input type="checkbox"/> 特別管理料Ⅰ <input type="checkbox"/> 特別管理料Ⅱ（月額）	5,000円 2,500円	特別な医学的管理が必要な方について発生する料金となります。 要件は医療保険の特別管理加算Ⅰ・Ⅱの算定要件に則ります。
		状態
訪問者：理学療法士等	料金（税別）	備考
<input type="checkbox"/> 20分以内 （当社サービスとの併用）	2,400円	介護保険にて当社訪問サービス（理学療法士等による40分の訪問）をご利用されている方限定の20分延長サービスとなります。
<input type="checkbox"/> 40分以内	6,500円	1回40分以内のサービスとなります
<input type="checkbox"/> 60分以内	9,000円	1回60分以内のサービスとなります

2. オプション

サービス内容	料金（税別）	備考
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制（月額）	6,000円	お電話による24時間対応体制を組むサービスとなります。 訪問に対しては、訪問時間に応じたご利用料金が別途必要となります。 看護師、もしくは准看護師が対応致します。

3. その他のサービス

サービス内容	料金（税別）	備考
<input type="checkbox"/> エンゼルケア	20,000円	ご逝去された際の処置サービスとなります。 看護師、もしくは准看護師が対応致します。

☑訪問看護サービス契約書

説明日 年 月 日

第1条（契約の目的）

- ・1項（介護保険でのご利用）
事業者は、介護保険法などの関係法令及びこの契約書に従い、介護保険による訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。
- ・2項（医療保険でのご利用）
事業者は、健康保険法、国民健康保険法、後期高齢者医療制度などの関係法令及びこの契約書に従い、医療保険による訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- ・3項（自費サービスのご利用）
事業者は、この契約書に従い、介護保険もしくは医療保険による訪問看護サービスに準ずる自費サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

契約日から契約期間は特に定めず、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。ただし第6条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（訪問看護計画・精神科訪問看護計画）

事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて毎月「訪問看護計画」もしくは「精神科訪問看護計画」を作成します。また、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は速やかに計画の変更等の対応を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスを提供した際に、「訪問看護実施記録」もしくは「精神科訪問看護実施記録」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。また、サービス提供に関する記録を行なうと共に、サービス提供の完結日から5年間保管します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書「料金表※」に記載する通りとします。契約期間中に変更になった場合は、改定後の金額が適応されます。

料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。原則、ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。27日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。

※介護保険をご利用の場合は、利用者負担金は介護保険に基づいて決められているものであり、料金の計算は、1ヶ月の単位合計に地域区分単価を掛けたものとなるため、料金表とは多少異なる場合があります。

第6条（契約の終了）

- ・1項（利用者の解除権）
利用者は希望によりいつでもこの契約を解除することができます。
- ・2項（事業者の解除権）
事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合や、事業の安定的な運営が困難となった場合、契約を解除させていただく場合があります。介護保険ご利用の場合は、担当介護支援専門員と協議の上、必要な情報を提供させていただきます。また、長期の入院・入所となった場合には一旦契約を解除させていただき、再開の際は再契約とさせていただく場合があります。
- ・3項（主治医の指示による終了）
主治医より終了の指示があった場合、この契約は解除させていただきます。

第7条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、「全国訪問看護事業協会損害保険の補償範囲」においてその損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第8条（個人情報保護）

事業者は、サービスを提供する上に知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第9条（苦情や相談について）

利用者は提供されたサービスに苦情や相談がある場合（サービス提供者には直接言いにくい場合）には、事業者苦情窓口、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

第10条（契約外条項等）

・1項（介護保険でご利用の場合）

居宅サービス計画（ケアプラン）の内容以外で、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のサービスをご希望の場合、別に定める追加サービス同意書の契約が必要となります。

・2項（医療保険でご利用の場合）

健康保険法、国民健康保険法、後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない内容で、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のサービスをご希望の場合、別に定める追加サービス同意書の契約が必要となります。

・3項（自費サービスでご利用の場合）

契約時に確認いただいた内容以外で、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のサービスをご希望の場合、別に定める追加サービス同意書の契約が必要となります。

第11条（主治医による指示書）

サービスを提供するにあたり、「訪問看護指示書」もしくは「精神科訪問看護指示書」が必要となります。それぞれの医療機関により交付方法は異なりますが、緊急でない場合は原則として「訪問看護指示書」を受け取り次第、サービスを開始させていただきます。

第12条（反社会的勢力排除）

・1項（非反社会勢力であることの保証）

事業者および利用者は、相手方に対して、本契約が締結された日及び将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証します。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

・2項（契約解除）

事業者および利用者は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができます。

(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合

(ア) 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求

(イ) 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為

(ウ) 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為

(エ) 被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為

(オ) その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

(3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝えるなどした場合

・3項（契約解除に伴う損害賠償）

事業者および利用者は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負いません。

第 13 条（虐待防止について）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

管理者：上田 多恵子

第 14 条（感染症対策について）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第 15 条（業務継続に向けた取り組みについて）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

☑個人情報使用同意書（訪問看護サービス）

説明日 年 月 日

1. 個人情報の利用目的

- ・利用者に訪問看護サービスを提供するため、医師、介護支援専門員、その他関係者との連絡調整等。
- ・訪問看護サービスの計画等の作成。
- ・請求事務。
- ・ご家族等への利用者の心身の状況及びサービスの利用状況の説明。
- ・その他、利用者が利用するサービスの提供に必要な事項。

2. 個人情報の利用条件

- ・事業者は、個人情報の利用は1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・事業者は、個人情報を使用した会議（TV電話等での会議を含む）、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・利用者の氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報。

4. 個人情報を利用する期間

- ・契約日より、契約終了日までとする。

5. プライバシーポリシー

- ・利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- ・個人情報の保護について
 - ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等（TV電話等での会議を含む）において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
 - ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
 - ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ、開示を検討することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

□訪問看護計画書（開始時）

交付日 年 月 日

【問題点】

【目標】

【解決策】

訪問看護指示書に基づき、下記の内容を利用者様の体調に合わせて提供いたします。

- ① 病状・障害の観察
- ② 看護師による医療的処置（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服管理）
- ③ 看護・介護技術の実施と相談、指導（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位変換など）
- ④ 栄養、食事に関する相談、指導など
- ⑤ リハビリテーションの実施と指導など
- ⑥ 認知症ケア
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 生活環境の調整と指導
- ⑨ 主治医への連絡調整および報告
- ⑩ 行政機関や在宅サービス、施設サービス利用に関する情報提供や調整
- ⑪ その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談など

()

□緊急連絡先利用同意書

説明日 年 月 日

私は、株式会社 AT が _____ 様（以下「利用者本人」といいます）へのサービス提供・主治医及び医療機関との連携の過程において、又サービス担当者会議において、緊急時の利用者本人以外の連絡先として、私の連絡先等を利用者本人の契約の有効期間中用いることに同意します。

第一連絡先

住 所 _____

氏 名 _____ * 続柄 _____

連絡先 _____

第二連絡先

住 所 _____

氏 名 _____ * 続柄 _____

連絡先 _____

同意日 年 月 日

私は、本書面により、重要事項説明書、個人情報使用同意書、訪問看護サービス利用契約（利用料金含む）、訪問看護計画（開始時）、緊急連絡先利用同意書について、株式会社 AT より説明を受け、前記のすべてに対して下記の署名又は記名をもって同意します。

本契約を証するため、本書二通を作成し、利用者（必要な場合はご家族又は代理人）、事業者が署名又は記名+押印の上、一通ずつ保有するものとします。

利用者	氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	
家族又は代理人氏名		・利用者との関係： ・代筆の理由：書字が難しい・その他（ ）

当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める訪問看護サービスを誠実に責任をもって行います。

事業者	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403 武蔵小杉タワープレイス14F 株式会社 AT 代表取締役 津田 篤志 *	
担当事業所	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護 アットリハ川口 TEL : 048-287-8917 FAX : 048-287-8918	説明者
	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護 アットリハ石神 TEL : 048-287-8435 FAX : 048-287-8436 管理者 上田 多恵子 *	

【契約内容や重要事項等の変更・追加】

私は、訪問看護サービスの契約内容や重要事項等の変更・追加について、指定訪問看護アットリハより説明を受け、以下の記載された変更内容に同意します。

変更内容			年 月 日
利用者（家族又は代理人）			家族の場合 続柄： *
代表者	代表取締役 津田篤志	説明者	

変更内容			年 月 日
利用者（家族又は代理人）			家族の場合 続柄： *
代表者	代表取締役 津田篤志	説明者	

変更内容			年 月 日
利用者（家族又は代理人）			家族の場合 続柄： *
代表者	代表取締役 津田篤志	説明者	